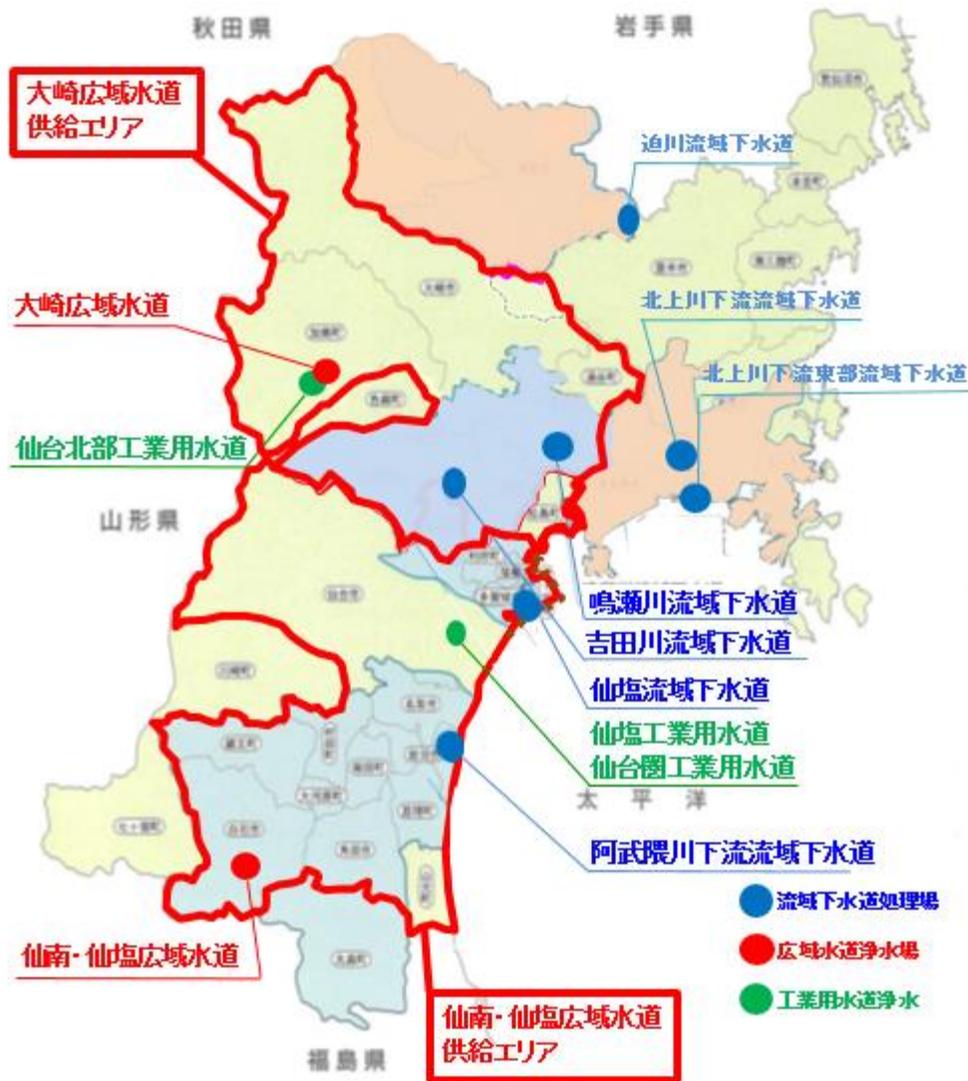


宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式) について

令和3年8月24日
宮城県企業局

対象となる事業



みやぎ型管理運営方式 対象9事業

(事業区域が重なる、水道用水供給2事業、工業用水道3事業、流域下水道4事業)

● 水道用水供給事業 (2事業)

大崎広域水道事業
仙南・仙塩広域水道事業

● 工業用水道事業 (3事業)

仙塩工業用水道事業
仙台圏工業用水道事業
仙台北部工業用水道事業

● 流域下水道事業 (4事業)

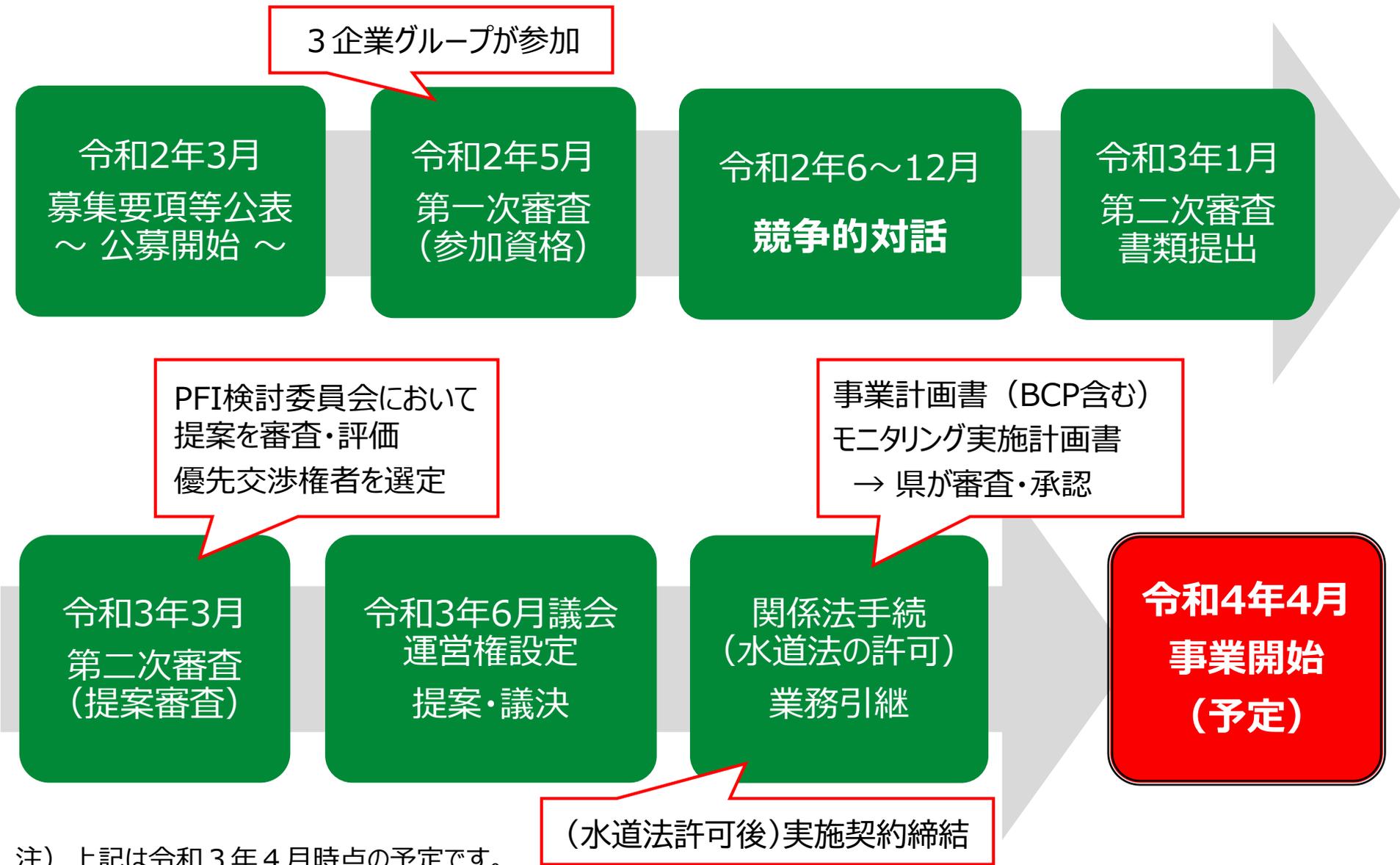
仙塩流域下水道事業
阿武隈川下流流域下水道事業
鳴瀬川流域下水道事業
吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業 (3事業)

北上川下流流域下水道事業
迫川流域下水道事業
北上川下流東部流域下水道事業

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が最も高いと判断

事業開始までのスケジュール



注) 上記は令和3年4月時点の予定です。
今後、状況に応じて随時変更される可能性があります。

第一次審査（参加要件）

（1）代表企業の資本金

- ・ 50億円以上であること

（2）上水道及び下水道の運転管理実績

- ① 平成22年度以降、**上水道事業**において、**処理能力日量2.5万m³以上の急速ろ過方式の浄水場施設**における運転管理業務を行った実績を同一施設で連続して**3年以上**有している。
- ② 平成22年度以降、**下水道事業**において、**処理能力日量10万m³以上の標準活性汚泥法**と同等以上の処理能力を有する終末処理場における水処理施設の運転管理業務を行った実績を同一施設で連続して**3年以上**有している。

（3）外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号に該当しないこと

- ・ 「外国法令に基づいて設立された法人又は外国に主たる事務所を有する団体」ではないこと。

○ 共通要件

- ・ 指名停止を受けていないこと
- ・ 暴力団に該当しないこと
- 等々…

競争的対話

令和2年6月

現場確認・資料閲覧 ①

県庁ヒアリング ①

競争的対話 ①

現場確認・資料閲覧 ②

県庁ヒアリング ②

競争的対話 ②

事務所ヒアリング

県庁ヒアリング ③

競争的対話 ③

(年明け～二次審査へ)
二次審査書類提出期限
(令和3年 1/6～1/13)

○ 競争的対話

「民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件」や「事業内容が複雑な案件等」の調達において、発注者と競争参加者との間で仕様等について対話や交渉を行う契約手法。

■ 現場確認・資料閲覧（2回）

対象施設について現地調査を実施させるほか、各事務所に保管されている資料の閲覧機会を設ける。

■ 県庁ヒアリング（3回）

県庁において、競争的対話に該当しない項目について事前質問への回答を行う。

■ 競争的対話（3回）

実施契約および要求水準についての内容や解釈の確認、修正提案に対する見解、各ヒアリングを通じて確認された内容に関する細部の確認を行う。

■ 事務所ヒアリング

各事務所において、運営権者への引継対象業務に従事する職員に対する事前質問への回答を行う。

1 2月

優先交渉権者の選定手続き

■ 委員会による第二次審査の実施

- ① 県は、客観的な評価を行うために、条例に基づく民間資金等活用事業検討委員会（P F I 検討委員会）を設置する。

所属	職	氏名	摘要
東北大学大学院 経済学研究科	教授	増田 聡	委員長
東北工業大学	名誉教授	今西 肇	副委員長
佐々木法律 事務所	弁護士	佐々木 雅康	
大泉会計事務所	公認会計士 ・税理士	大泉 裕一	
宮城大学 事業構想学科	教授	田邊 信之	
宮城県	総務部長	大森 克之	

所属	職	氏名	摘要
東北大学未来科学 技術共同研究センター	教授	大村 達夫	臨時委員 (下水道)
東北大学大学院環境科 学研究科	准教授	佐野 大輔	臨時委員 (上下水道)
東京大学大学院工学系 研究科都市工学専攻	教授	滝沢 智	臨時委員 (水道)

- ② P F I 検討委員会において、応募者提案の審査及び評価等を行う。
→公平性の観点から、P F I 検討委員会に対しては応募者の名称は通知しない。
(審査書類に応募者の名称等を記載しない。)
- ③ 県は、P F I 検討委員会からの答申を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第二次審査 配点の基本方針

【200点満点】

全体事業方針・ 実施体制等 30点	水質管理・運転管理 ・保守点検 44点	改築・修繕等 42点	セルフモニタリング ・危機管理 ・事業継続措置 34点	地域 貢献 10点	運営権者提案額 40点
-------------------------	---------------------------	---------------	--------------------------------------	-----------------	----------------

配点

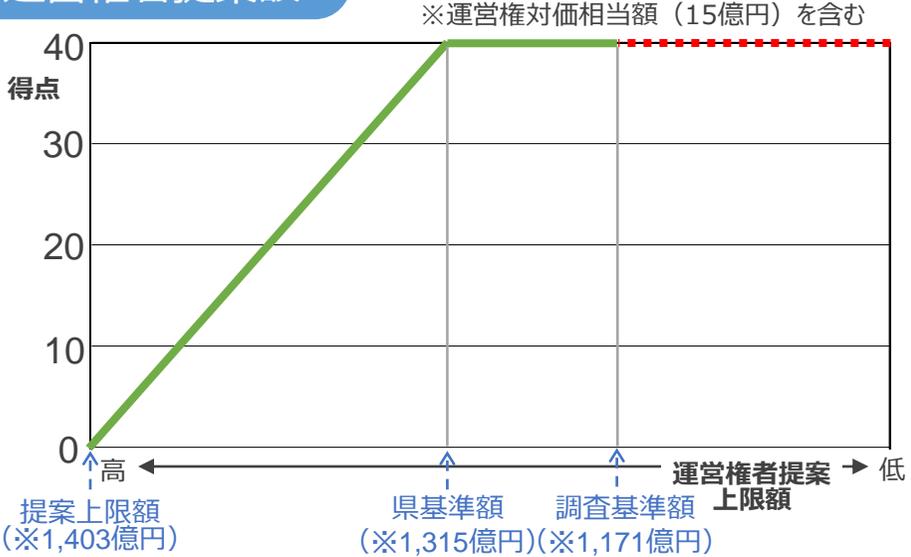
1. 全体事業方針				
1-1 本事業等の全体方針	7	10		
1-2 9個別事業ごとの現状分析, 課題整理及び対応策	3			
2. 事業実施体制				
2-1 役割分担及び機関設計	3	11	30	
2-2 9個別事業の遂行能力	3			
2-3 人員確保の確実性	3			
2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績	2			
3. 収支計画・資金調達方法				
3-1 収支計画	6	9		
3-2 資金調達方法	3			
4. 水質管理				
4-1 上水の水質管理	10	22		
4-2 工水の水質管理	2			
4-3 下水の水質管理	10			
5. 運転管理・保守点検				
5-1 上水の運転管理及び保守点検	10	22		44
5-2 工水の運転管理及び保守点検	2			
5-3 下水の運転管理及び保守点検	10			

配点

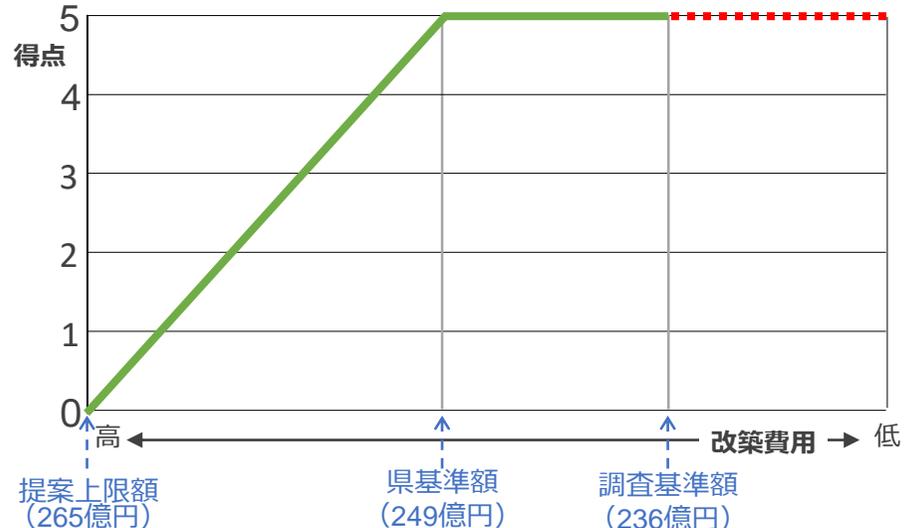
6. 改築・修繕等				
6-1 改築・修繕方針	6	42	42	
6-2 上水の改築・修繕	14			
6-3 工水の改築・修繕	2			
6-4 下水の改築・修繕	10			
6-5 下水道事業に係る改築費用 (価格)	5			
6-6 健全度評価	5			
7. セルフモニタリング				
7-1 セルフモニタリングの体制等	5	8		
7-2 情報公開	3			
8. 危機管理				
8-1 災害時における対応	5	10	34	
8-2 事故時における対応	3			
8-3 保安対策	2			
9. 事業継続措置				
9-1 事業継続性を確保するための対応策	8	16		
9-2 事業継続が困難となった場合における移行方法	8			
10. 地域貢献				
10-1 地域経済に対する取組	7	10	10	
10-2 県民等の理解醸成方針・施策	3			
11. 運営権者提案額				
11-1 運営権者提案額 (価格)	40	40	40	

提案金額の評価基準（価格点）

運営権者提案額



下水改築額



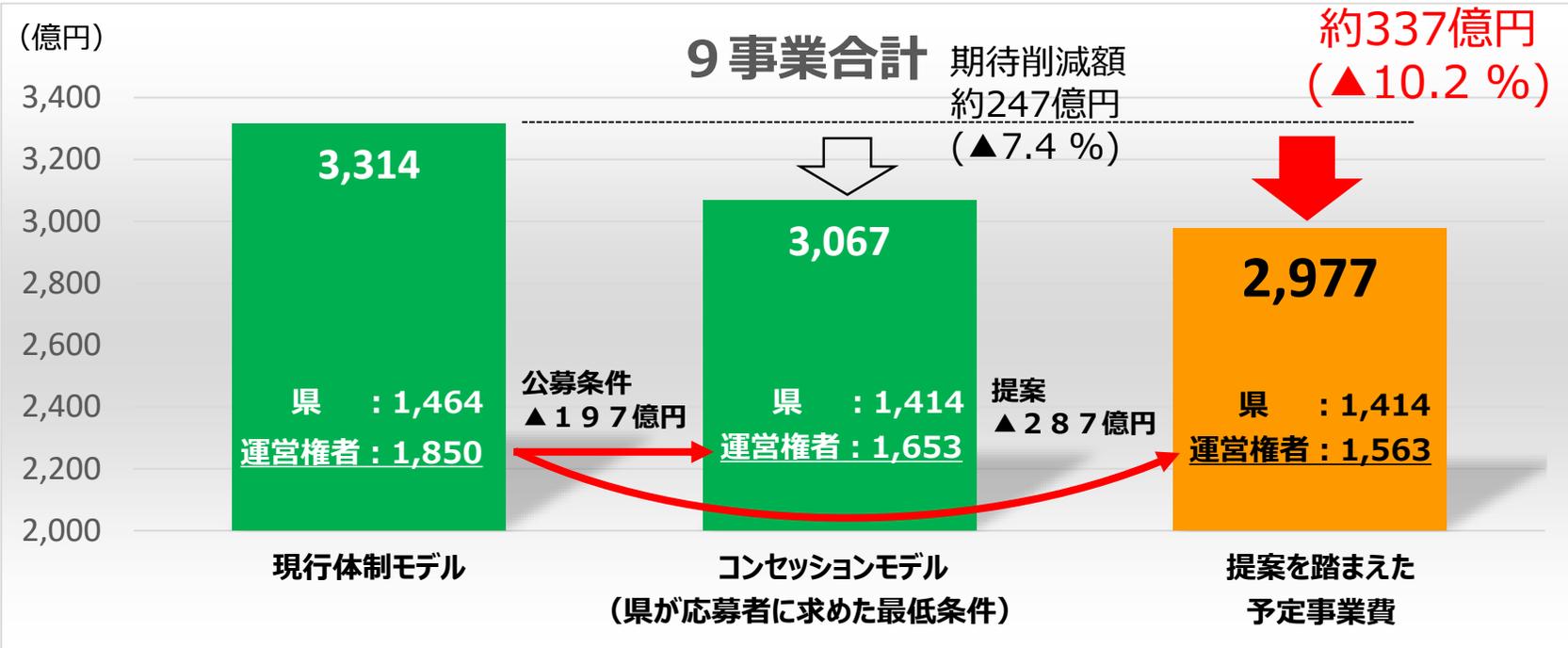
各基準の設定根拠
(運営権者提案額)

(単位：億円)	現行体制モデル 総事業費 a	コスト削減率 b		みやぎ型モデル総事業費 a×(1-b)			下水改築費 (実費精算) ②	試算結果 ①-②	応募者に求める コスト削減額
		導入可能性調査における 聞き取り結果		うち県	うち運営権者 ①				
提案上限額	3,314	7%	期待コスト削減率の最小値	3,067	1,414	1,653	265	1,388	▲197
県基準額		10%	期待コスト削減率の中間値	2,979	1,414	1,565		1,300	▲284
調査基準額		14%	期待コスト削減率の最大値	2,850	1,414	1,436		1,171	▲413

- 提案上限額を0点とし、県基準額を満点（40点）とする一次式で価格点を評価する。
- 調査基準額を下回る提案（コスト削減が超過）に対しては、提案金額の算定根拠について追加資料を求め、ヒアリングを実施する。
- 応募者に対して県基準額や調査基準額は公表しない。

目標を超えるコスト削減の達成

20年間の総事業費

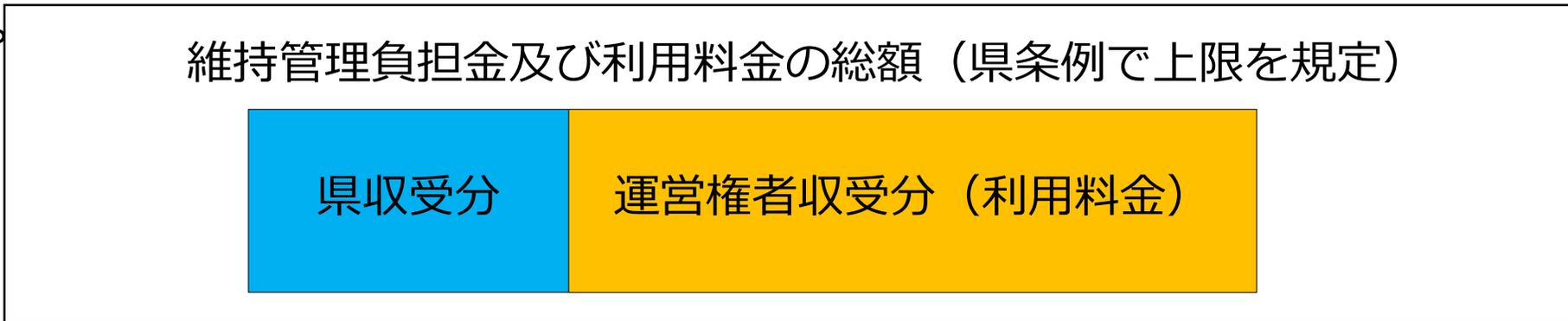


削減結果の算定結果表

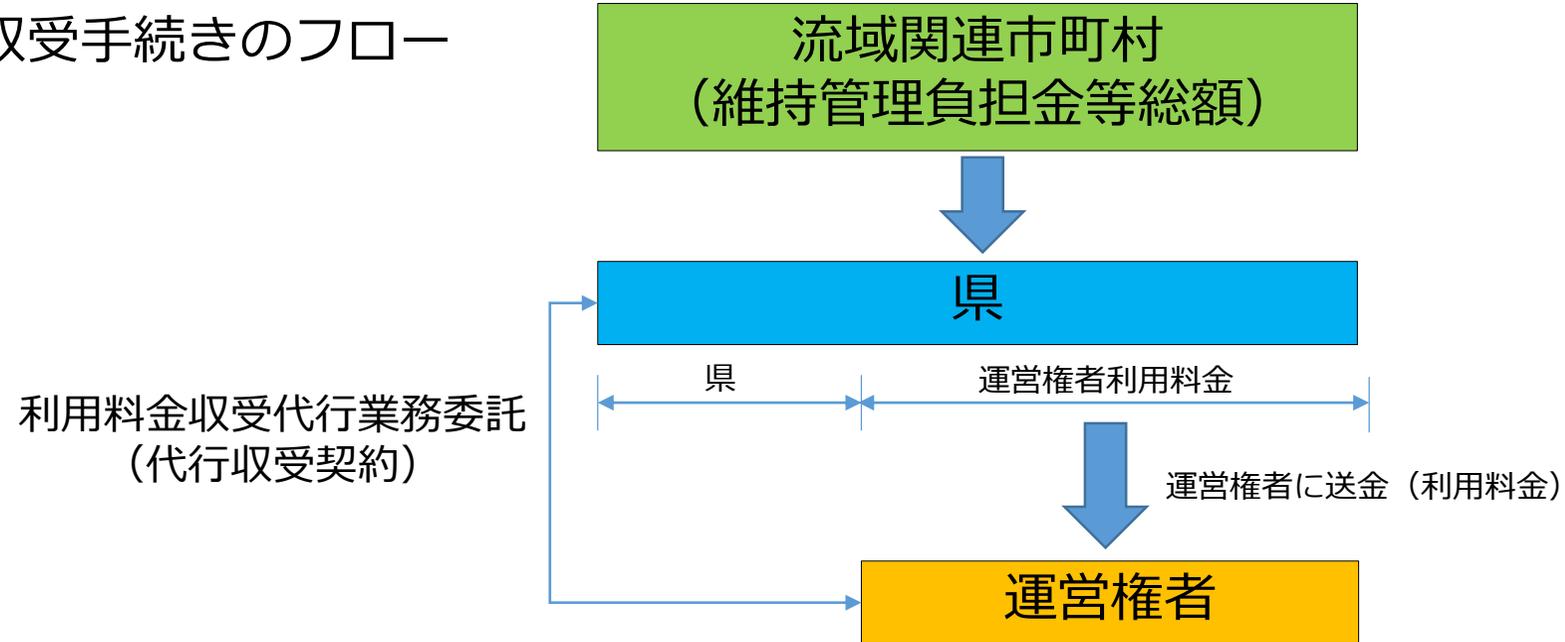
項目	金額
① 現行体制継続時の予定事業費総額	3,314億円
② 提案を踏まえた予定事業費総額	2,977億円
③ 削減額 (= ① - ②)	337億円
④ 削減率 (= ③ / ① × 100)	10.2%

市町村維持管理負担金等の收受手続き

・維持管理負担金及び利用料金の收受は，流域関連市町村から，これまでどおり，県と運営権者收受額の総額を県に納付してもらう手続きとした。



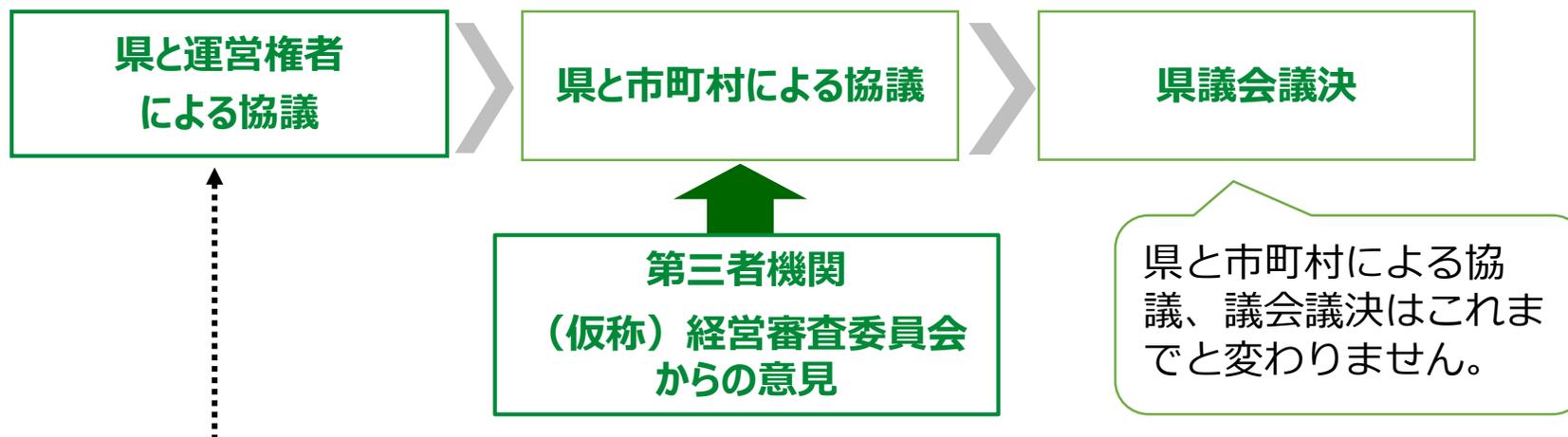
收受手続きのフロー



料金の決定方法は？

いままでと変わらず、**県が責任をもって**料金決定の透明性を確保します。

- 議会決議による料金決定の透明性確保
→ 料金改定には県議会議決等を必要とします。
- 料金は以下のプロセスを経て慎重に決定されます。



- 運営権者が収受する額の改定にあたっては、
→ 需要変動（契約水量の見通し等）や物価変動・動力費変動等※に限定して、契約で定めた算定式に基づいて行います。

※日銀の企業物価指数等を参照